

# 寒気が緩んだら 雪崩、落雪に注意



生活道路では、小回りのきくバックホーが活躍(1月24日、泉南一丁目)

大雪をもたらした厳しい冬が峠を越すまであと少し。これから寒気が緩んでくると、雪崩や屋根からの落雪に要注意です。引き続き、気を引き締めていきましょう。

## 降雪は小康状態に。 生活道路の排雪が進む

降雪が小康状態となった一月中旬以降は、生活道路の除排雪が順調に進みました。一月二十一・二十二日には、市職員約六百人が、住宅地図を手に市内全域の道路、約千九百<sup>キ</sup>の積雪状況をつぶさに調査。そのうち約十五<sup>キ</sup>の道路を「早急に除排雪が必要」と判断し、優先的に作業を行いました。

一月三十一日には、雪の状況が落ち着いていたことから、秋田市災害対策本部を、秋田市雪害警戒対策部に切り替え、一時、工事を中止していた市の公共事業も再開しました。民間業者から人員やバックホー、ダンプなどを緊急避難的に動員して行っていた生活道路の除排雪も、二月上旬から規模を縮小したところです。

市の除排雪予算は、当初の約五億円に十二月、一月に計十五億円を追加しましたが、それでも間に合わず、二月六日にさらに十四億円を追加。この冬の雪にはかなりのお金がかかっています。

## 雪捨て場になっ ていない公園

地域の雪捨て場として開放している街区公園では、小高い雪山のようになってる所も見られます。そういった場所で遊ぶのはとても危険です。子どもたちが立ち入らないようご注意ください。

公園や小学校のグラウンドに捨てられ

道路の除排雪の問い合わせは  
除排雪対策本部tel(864)3643  
雪害の問い合わせは  
雪害警戒対策部tel(866)2021  
豪雪に関する情報は  
秋田市ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/>  
携帯用サイト  
<http://www.city.akita.akita.jp/i/>

訂正とおわび...広報あきた2月1日号2ページにある「秋田管工事共同組合」は、正しくは「秋田管工事業協同組合」でした。訂正しておわびします。(広報課)

た雪は、雪解けによる浸水の被害がでないよう、状況を見ながら、排雪などを行う予定です。もしも、降雨などにより、一気に雪解けが進んだときは、除排雪対策本部へご相談ください。



保戸野鉄砲町の街区公園

# 雪でかかった出費に 市・県民税の 軽減措置があります



雪による住宅被害の修理費や屋根の雪下ろし費用などに、市・県民税の税額の一部が軽減される「雑損控除」が適用される場合があります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

## 対象

雪害により住宅や家財などに被害を受けたかたや、やむを得ない支出をしたかたで、次のいずれかにあてはまるかた。なお、両方にあてはまるかたは、いずれか多い金額が対象になります。

[住宅・家財の損壊などによる損失額]+[災害関連支出]の金額が、被害を受けた年の所得金額の10分の1を超える場合、その超えた分の金額  
[災害関連支出]の金額が5万円を超える場合、その超えた分の金額

## 【災害関連の支出範囲】

雪により損壊した住宅・家財の撤去  
屋根の雪下ろしなどのための人件費  
除雪機械の借り上げ料  
防護さく(雪囲い)

## 必要なもの

被害を受けた資産の明細(資産内容、取得時期・金額)がわかるもの  
被害により受ける保険金、損害賠償金、災害見舞金などの金額がわかるもの  
「災害関連支出」の金額がわかる明細と領収書

問い合わせ 市民税課個人市民税担当tel(866)2055



青年会議所のみなさん。チームワークで手際よく

# 地域の除雪はおまかせ 熱血！除雪ボランティア

高齢者宅などの雪寄せを行ってくれるボランティアも活躍中です。秋田市社会福祉協議会が募集した除雪ボランティアには、約百六十人が登録。一月十八日から二月六日までに、十

九世帯の要請に応じました。

一月二十八日には、秋田青年会議所のメンバー五十人が十一班に分かれ、市内の住宅八件を訪問。家のまわりに積もった固い雪を寄せる作業に汗を流しました。

「困っている人の助けになればと思い、参加しました。家のかたがとも喜んでくれて、スコップを握る手にも力が入りました」と同会議所の鈴木充さん。  
ボランティアの熱い気持ちが、冷たい雪を解かしています。

企業・団体から、豪雪対策にと、秋田市へ寄附がありました。ありがとうございます。

マックスバリュ東北(株) 100万円  
株ナイス 100万円  
ばっけの会(社)秋田市建設業協会(会員有志) 200万円

## 中小企業のみなさんへ 大雪被害に低利融資



市では、大雪による被害を受けた中小企業を支援するための特別相談窓口を商業観光課内に設置し、融資相談などに応じています。  
また、雪による店舗損傷などを復旧するための費用に対し、低利融資制度を、3月31日まで設けます。詳しくは、商業観光課へご相談ください。

## 融資の内容

名称 雪害復旧支援枠  
貸出利率 年0.9%(通常2.2%のところ、市が3年間1.3%を利子補給)  
信用保証料 全額市補助

## 融資の対象者

市の融資あつせん制度による一般事業資金の利用対象者であつて、今回の大雪で店舗、機械設備、商品などに被害を受け、市から被害証明書を受けた市内中小企業

## 融資の限度額

500万円(雪害復旧支援枠と一般事業資金の利用額との合計が1千500万円以内)

## 受付期間

平成18年3月31日(金)まで

## 取扱金融機関

秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合

## 問い合わせ

商業観光課(866)2112